

改良復旧事業について

事業目的

- 改良復旧事業は、被災箇所のみでは再度災害の防止が十分でない場合において、災害を受けていない箇所を含む一連区間の川幅を広げたり、堤防の嵩上げを行う等の施設機能の強化を図る事業。
- 事業期間は、工種や事業費に応じ、3～5年。
- 対象工種は、河川・海岸・砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止・道路・橋梁

採択基準

- 一箇所の改良工事費が
都道府県、指定都市：**2,400万円**以上
市（指定都市を除く）町村：**1,800万円**以上
- 総工事費のうち施設機能の強化を図る改良費の占める割合が原則五割以下（1:1の原則）
- 改良費により得られる効果が大であるもの 等

補助率

- 1/2
（災害復旧事業については、2/3）

改良復旧イメージ(河川)

